私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令

私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務等） **第三十九条の二**　［略］ ２　法第四十七条の三第一項第二号の文部科学省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。 一・二　［略］ 三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第二十条の二各号（第四号、第五号、第十三号及び第十四号を除く。）に掲げる事務 ３～５　［略］	（社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務等） **第三十九条の二**　［同上］ ２　法第四十七条の三第一項第二号の文部科学省令で定める事務は、次に掲げる事務とする。 一・二　［同上］ 三　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）第二十条の二各号（第四号、第五号、第十二号及び第十三号を除く。）に掲げる事務 ３～５　［同上］
備考　表中の［　］の記載及び全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○デジタル庁・総務省告示第二十号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号）第百七十六条の規定に基づき、平成二十九年内閣府・総務省告示第一号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号の規定により地方税関係情報を照会する場合に本人の同意が必要となる事務を定める告示）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年七月二十八日

内閣総理大臣　石破　茂

総務大臣　村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号。以下「主務省令」という。）第六条に掲げる事務　同条第二号に掲げる情報	［新設］
二　主務省令第十三条第一号に掲げる事務　同号イに掲げる情報	一　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和六年デジタル庁・総務省令第九号。以下「主務省令」という。）第十三条第一号に掲げる事務　同号イに掲げる情報
三～六　［略］	二～五　［同上］
七　主務省令第三十条第三号に掲げる事務　同号ニに掲げる情報	六　主務省令第三十条第三号に掲げる事務　同号ハに掲げる情報
八　主務省令第四十四条第一号に掲げる事務　同号ソに掲げる情報（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項の要保護者に係る情報を除く。次号から第十三号までにおいて同じ。）	七　主務省令第四十四条第一号に掲げる事務　同号レに掲げる情報（生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第二項の要保護者（以下「要保護者」という。）に係る情報を除く。）